

# 生活文化常任委員会次第

令和2年6月18日（木）午前10時  
於 大会議室

## 1 開 会

## 2 議 事

### (1) 市民生活局、農業委員会関係

#### ① 所管事務報告

ア 市民生活局      イ 農業委員会事務局  
..... 令和2年度 所管事務報告書 参照

#### ② 付託された議案・請願の審査

##### ア 議案（6件）

議案第59号 明石市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定のこと  
議案第60号 明石市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定のこと  
※資料参照 ..... 和歌 国民健康保険課長

議案第61号 令和2年度明石市一般会計補正予算（第3号）〔分割付託分〕  
※資料参照 ..... 上田 緊急生活支援部長

議案第63号 明石クリーンセンター焼却施設プラント設備保全工事請負契約のこと  
※資料参照 ..... 福村 資源循環課長

議案第64号 明石クリーンセンター破碎選別施設プラント設備保全工事請負契約のこと  
※資料参照 ..... 福村 資源循環課長

議案第65号 旧魚住清掃工場解体工事請負契約のこと  
※資料参照 ..... 福村 資源循環課長

イ 請願（1件）  
〔新 規〕

2. 6. 8 第 1 号	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願	辻本 達也	加古川市加古川町北在家 東播地区労働組合協議会 議長 小松 則夫
------------------	-------------------------------------	-------	--

③ 報告事項（3件）

ア 国民健康保険料等の減免について

※資料参照 ..... 和歌 国民健康保険課長

イ 個人商店等緊急支援金事業の実施結果について

※資料参照 ..... 上田 緊急生活支援部長

ウ 特別定額給付金給付事業の進捗状況について

※資料参照 ..... <sup>うけい</sup>請井 産業振興室課長

④ その他

### 3 閉会中の所管事務調査事項

- (1) 戸籍及び住民基本台帳について
- (2) 国民健康保険及び後期高齢者医療保険について
- (3) 葬祭事業について
- (4) コミュニティ及び人権推進について
- (5) 男女共同参画及び生涯学習について
- (6) 文化芸術、国際交流、文化財保護及びスポーツについて
- (7) 商工業及び農水産業について
- (8) 環境衛生及び環境保全について
- (9) 動物愛護について

### 4 閉 会

以 上

生活文化常任委員会資料
2020年（令和2年）6月18日
市民生活局市民生活室国民健康保険課 市民生活局市民生活室長寿医療課

議案第59号関連資料  
明石市国民健康保険条例の一部改正について  
議案第60号関連資料  
明石市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

1 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われ、労務に服することができないときに支給する傷病手当金について定めるため、条例の一部を改正しようとするものです。

なお、自営業者の事業所得等については、傷病手当金の支給対象となりません。

(2) 概要

① 支給対象となる日数

療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日数

② 支給額

直近3か月間の給与等の収入の合計額÷就労日数 × (2/3) × 支給対象となる日数 (上限あり)

③ 適用期間

令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間で、療養のため労務に服することができない期間 (ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで)

(3) 影響

傷病手当金の支給に係る費用は特別調整交付金により措置されるため、財政運営上の負担が生じることはありません。

(4) 県下の状況

① 国民健康保険被保険者に対する傷病手当金の支給

県下の全市町が支給のため、条例の改正を行います。

② 後期高齢者医療被保険者に対する傷病手当金の支給

兵庫県後期高齢者医療広域連合が同様の条例改正を行っており、申請の受付事務を明石市が行う旨を規定するため、明石市後期高齢者医療に関する条例の改正を行います。

2 国民健康保険料の賦課限度額の引き上げ及び低所得者に対する保険料減額措置に係る所得判定基準の緩和

(1) 目的

明石市国民健康保険条例に規定する保険料の賦課限度額（高所得者層に係る保険料負担の上限額）について、現行では国民健康保険法施行令（以下「政令」）の基準を3万円下回っていることから、国が3万円（基礎賦課分2万円+介護納付金分1万円）引き上げるところを本市は4万円（基礎賦課分3万円+介護納付金分1万円）引き上げることで、中間所得者層の保険料負担の緩和を図るとともに、政令の基準との格差を3万円から2万円に是正しようとするものです。

また、低所得者に対する保険料減額措置に係る所得判定基準について、これまでその対象であった者が物価上昇の影響により対象から外れることのないよう、政令を基準として所得判定基準を緩和しようとするものです。

## (2) 概要

### ① 保険料の賦課限度額の引き上げ

平成 30 年度の改正において、保険料率の見直しに伴う高所得者層への激変緩和措置として基礎賦課限度額を据え置いたため、政令の基準との格差が発生していることから、令和 2 年度は格差を 2 万円に縮めるものです。

令和元年度第 2 回明石市国民健康保険運営協議会へ諮問し、令和 2 年度の基礎賦課限度額を 61 万円、介護納付金賦課限度額を 17 万円に改正する旨の最終答申を得ています。

	①基礎賦課分	②後期高齢者支援金等分	③介護納付金分	①+②+③
現行	58 万円 (61 万円)	19 万円 (19 万円)	16 万円 (16 万円)	93 万円 (96 万円)
改正	61 万円 (63 万円)	19 万円 (19 万円)	17 万円 (17 万円)	97 万円 (99 万円)

( ) 内は政令の基準額

### ② 低所得者に対する保険料減額措置に係る所得判定基準の緩和

政令の基準に合わせて、5 割及び 2 割減額措置に係る所得判定基準を緩和します。

#### ア 5 割減額措置に係る所得判定基準の緩和

令和元年度	令和 2 年度 (改正)
33 万円+(28 万円×被保険者数)	33 万円+(28.5 万円×被保険者数)

#### イ 2 割減額措置に係る所得判定基準の緩和

令和元年度	令和 2 年度 (改正)
33 万円+(51 万円×被保険者数)	33 万円+(52 万円×被保険者数)

## (3) 影響

### ① 保険料の賦課限度額の引き上げ

対象世帯数…約 640 世帯 (見込み)

保険料影響額…約 2,000 万円増加 (見込み)

### ② 低所得者に対する保険料減額措置に係る所得判定基準の緩和

原則、対象世帯の拡大はありません。

なお、減額措置に伴う保険料の減収分は基盤安定交付金により措置されるため、財政運営上の負担が生じることはありません。

## (4) 県下の状況

### ① 保険料の賦課限度額の引き上げ

明石市を除く県下市町の賦課限度額は政令の基準に準拠しています。

### ② 低所得者に対する保険料減額措置に係る所得判定基準の緩和

県下の全市町が政令の基準に準拠した改正を行います。

## 3 施行期日

両条例とも公布の日とします。

生活文化常任委員会資料
2020年（令和2年）6月18日
市民生活局産業振興室産業政策課

## 議案第61号関連資料 3割おトク商品券事業について

3割おトク商品券事業につきましては、県・市が合同で実施する商店街お買物券・ポイントシール事業に市がプレミアム分10%を上乗せし、30%のプレミアム付き商品券事業として、コロナウィルス感染症の影響に低迷する明石の地域商業の回復をめざし、商店街を支援するため実施するものです。

### 1 県・市合同の事業概要

- ① 補助率 10/10（県2/3、市1/3を負担）
- ② 事業費 プレミアム分も含め商店街1団体1200万円（明石市10団体）
- ③ 対象経費 商品券プレミアム分（20%）、印刷等事務経費。

### 2 市の単独事業分概要

- ① 県、市の合同事業に、市単独として10%分のプレミアム分を上乗せ。
- ② 対象経費 商品券プレミアム分（10%）、印刷等事務経費。
- ③ 6500円分を5000円で販売（1冊 500円×13枚つづり）。
- ④ 11万5000冊を発行。

### 3 市の事業費

- ① 県・市合同分 1億2000万円（1200万円×10団体）×1/3=4000万円
- ② 市単独分 プレミアム上乗せ分 500円×11万5000冊=5750万円  
事務費 50万円×商店街10団体=500万円
- ③ 市の総負担額 1億250万円

### 4 実施体制

商店街連合会を中心とした3割おトク商品券事業実行委員会を立ち上げて実施。

### 5 スケジュール

- 6月 ○6月議会において補正予算案を上程  
○実行委員会の設置  
○参加希望商店街公募等
- 8月～9月 ○事業実施
- 10月 ○実績報告

## 6 その他

6月に開始される高齢者・障害者サポート利用券事業との連携を図り、高齢者、障害者の利用者、商店の双方のメリットをより高めるものとします。

以上

**議案第63号 関連資料****明石クリーンセンター焼却施設プラント設備保全工事請負契約  
について****1 提案理由**

明石クリーンセンター焼却施設プラント設備保全工事の請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案します。

**2 事業の概要**

今回実施するプラント設備保全工事は焼却施設の機械設備の保全工事です。

明石クリーンセンターは、供用開始後22年目を迎え経年劣化が著しい状況の中、施設の効率的な保全の実施を行うための保全計画を策定しています。今回の保全工事についても、この計画に基づいたもので、施設の能力と信頼性の回復を図るものです。

**3 工事の内訳**

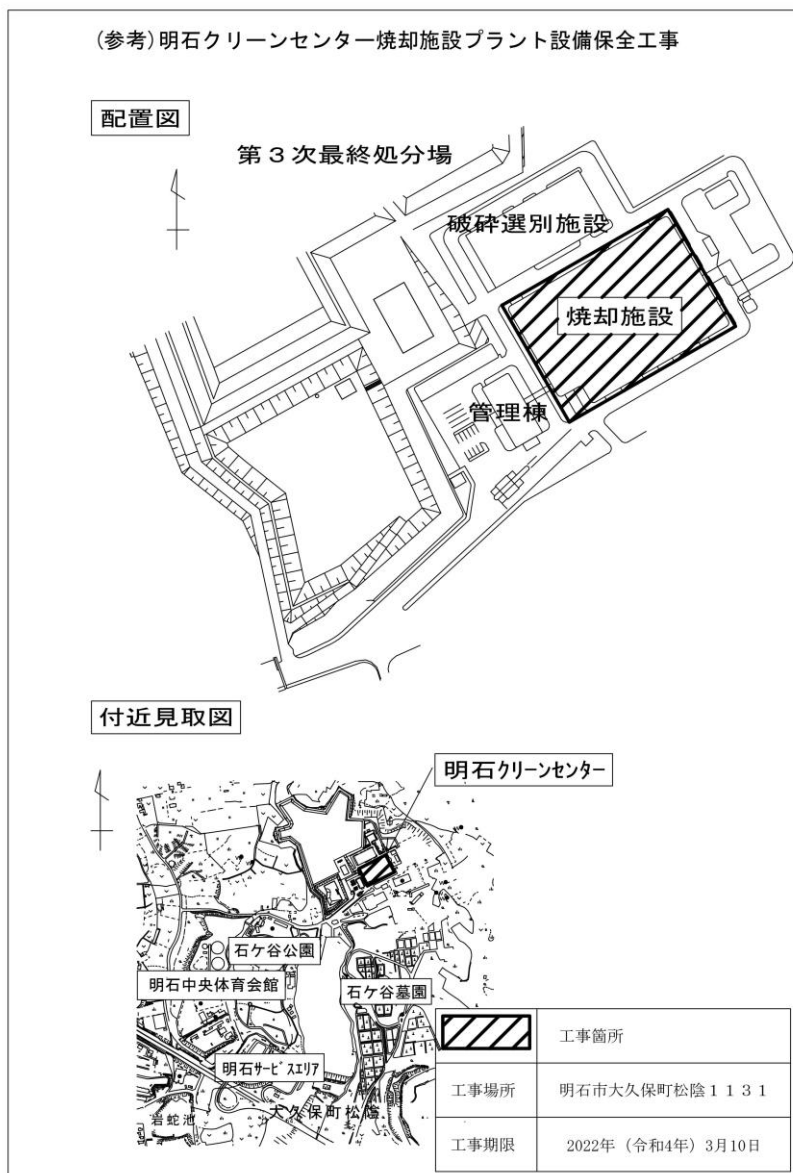
種別	設備	工事費(参考)
焼却施設 プラント 設備保全 工事	焼却設備	376,319,900円
	焼却ガス冷却設備	163,961,600円
	排ガス処理設備	37,405,500円
	余熱利用設備	95,723,100円
	通風設備	45,514,700円
	灰出し設備	25,557,400円
	建築電気設備	25,997,400円
	プラント防災設備	21,520,400円
	合計	792,000,000円

#### 4 工事期間

契約締結の翌日から2022年（令和4年）3月10日まで

#### 5 入札結果（2020年（令和2年）4月30日開札）

- (1) 落札者 住友重機械エンバイロメント株式会社大阪支店  
大阪市北区中之島2丁目3番33号  
支店長 菊池 友清
- (2) 落札金額 792,000,000円（税込）  
令和2年度支払い 487,872,000円  
令和3年度支払い 残 額
- (3) 予定価格 873,923,999円（税込）
- (4) 落札率 90.63%
- (5) 入札参加者数 1者





## 議案第64号 関連資料

### 明石クリーンセンター破砕選別施設プラント設備保全工事請負契約 について

#### 1 提案理由

明石クリーンセンター破砕選別施設プラント設備保全工事の請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案します。

#### 2 事業の概要

今回実施するプラント設備保全工事は破砕選別施設の機械設備の保全工事です。

明石クリーンセンターは、供用開始後22年目を迎え経年劣化が著しい状況の中、施設の効率的な保全の実施を行うための施設の保全計画を策定しています。今回の保全工事についても、この計画に基づいたもので、施設の能力と信頼性の回復を図るものです。

#### 3 工事の内訳

種別	設備	工事費(参考)
破砕選別 施設プラ ント設備 保全工事	受入供給設備	66,016,500円
	破砕設備	54,025,400円
	排出設備	14,572,800円
	選別設備	49,277,800円
	搬出設備	15,840,000円
	その他設備	3,767,500円
	合計	203,500,000円

#### 4 工事期間

契約締結の翌日から2021年(令和3年)3月10日まで

## 5 入札結果（2020年（令和2年）4月30日開札）

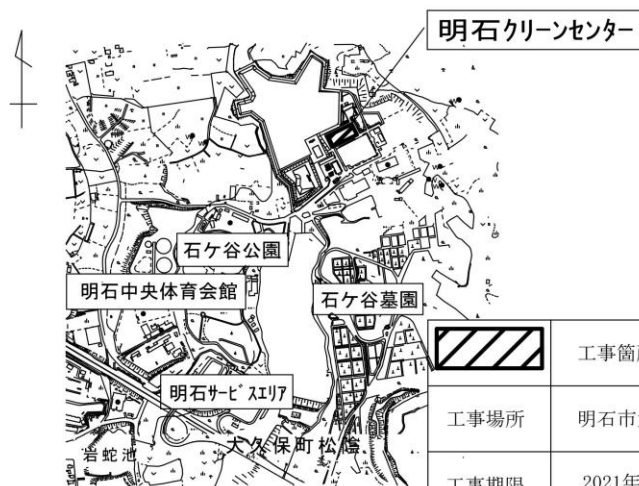
- (1) 落札者 川崎重工業株式会社 神戸工場  
 神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号  
 神戸工場事務所長 奥谷 能久
- (2) 落札金額 203,500,000円（税込）
- (3) 予定価格 219,956,999円（税込）
- (4) 落札率 92.52%
- (5) 入札参加者数 1者

(参考)明石クリーンセンター破砕選別施設プラント設備保全工事

配置図



付近見取図



	工事箇所
工事場所	明石市大久保町松陰1131
工事期限	2021年（令和3年）3月10日

**議案第65号 関連資料****旧魚住清掃工場解体工事請負契約について****1 提案理由**

旧魚住清掃工場解体工事の請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案します。

**2 事業の概要**

魚住清掃工場は、1964年(昭和39年)に供用を開始しましたが、その後、下水道の普及等により2011年(平成23年)3月をもって施設の運用を停止しましたが、残置された魚住清掃工場は老朽化し、他の使用用途が見込めないことから解体するものです。

**3 工事の内訳**

種別	工事内容	工事費(参考)
旧魚住清掃工場解体工事	旧魚住清掃工場解体工事	284,798,800円
	汚染土壌の入れ替え工事	45,731,400円
	外構工事	41,269,800円
	合計	371,800,000円

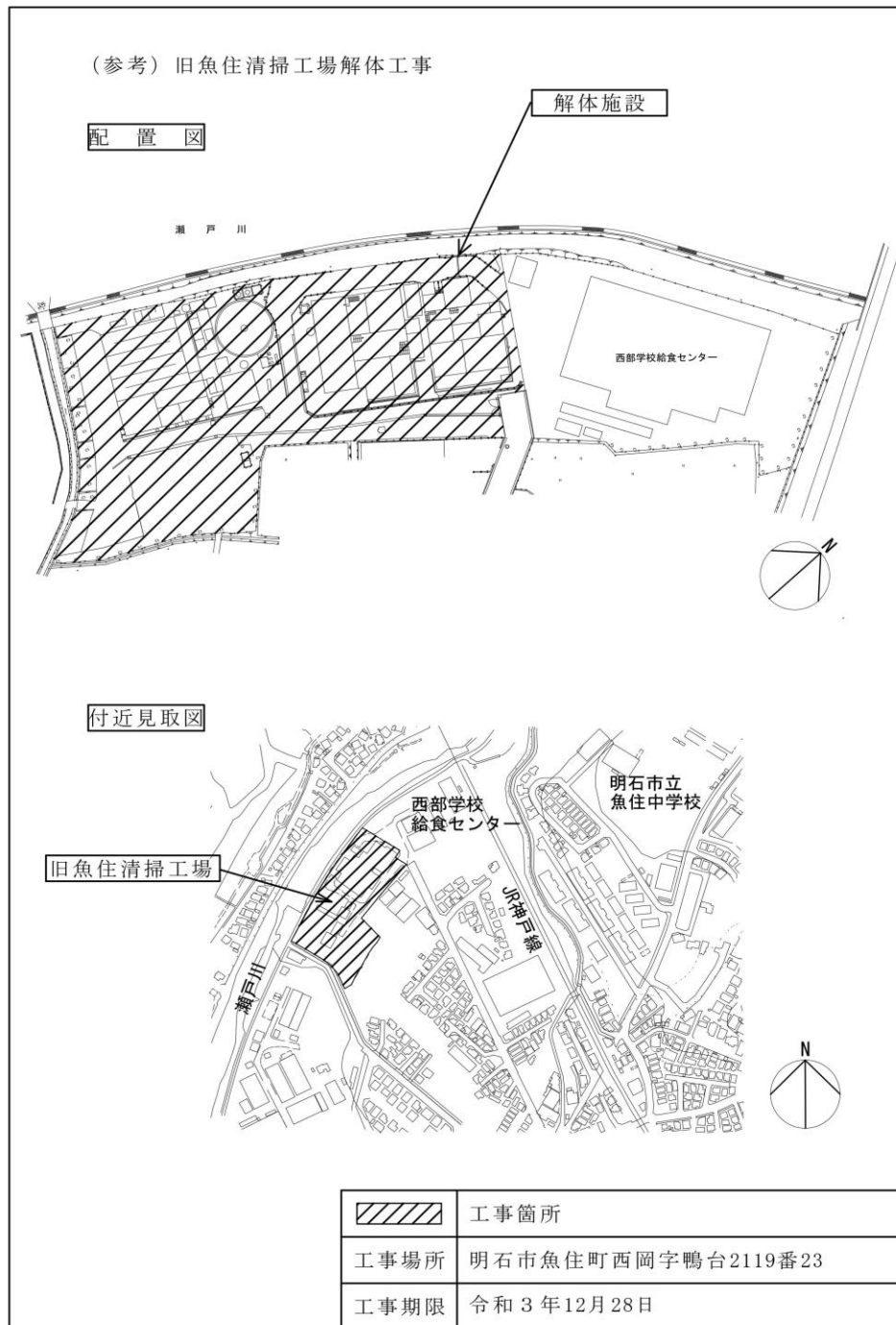
**4 工事期間**

契約締結の翌日から2021年(令和3年)12月28日まで

**5 入札結果(2020年(令和2年)4月30日開札)**

- (1) 落札者 株式会社池内工務店  
明石市西明石南町1丁目5番11号  
代表取締役 池内 修

- (2) 落札金額 371,800,000円(税込)  
 令和2年度支払い 185,900,000円  
 令和3年度支払い 残額
- (3) 予定価格 394,790,000円(税込)
- (4) 落札率 94.17%
- (5) 入札参加者数 5者



生活文化常任委員会資料
2020年(令和2年)6月18日
市民生活局市民生活室国民健康保険課
市民生活局市民生活室長寿医療課

## 国民健康保険料等の減免について

### 1 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免

#### (1) 目的

新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ感染症」）の影響により一定程度収入が下がった被保険者に対しては、国が特別調整交付金等により、減免に要する費用に対して全額財政支援をすることが示されたことから、国民健康保険料（以下「保険料」）における減免を行うため必要な手続きを行うものです。

#### (2) 減免基準

##### ① 減免の対象となる世帯及び減免額

ア コロナ感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯 全部

イ コロナ感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の3項目のすべてに該当する世帯

- ・ 事業収入等の減少額（保険金や損害賠償金で補てんされた収入を控除した額）が平成31年中の事業収入等と比べて10分の3以上である。
- ・ 平成31年中の所得金額合計額が1,000万円以下である。
- ・ 減少する事業収入等以外の平成31年中の所得の合計額が400万円以下である。

##### 【減免額の算定】

$$(A \times B / C) \times D$$

A：世帯の被保険者全員で算出した保険料額

B：主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等の平成31年中の所得の合計額

C：平成31年中の世帯全員の合計所得金額

D：減免割合

主たる生計維持者の平成31年中の合計所得金額	減額または免除の割合(D)
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

※事業等の廃止や失業の場合には、平成31年中の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部を免除します。

##### ② 減免の対象となる保険料

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限が設定されている保険料

(3) 施行予定日

令和2年7月1日

(4) 保険料の徴収猶予

コロナ感染症の影響により、主たる生計維持者の失業や事業の休廃止等があることに伴い、保険料の支払いが困難な被保険者に対し、申請により6か月以内に限り徴収を猶予します。

(5) その他

後期高齢者医療制度についても、兵庫県後期高齢者医療広域連合が規定を整備し、同様の措置が取られる予定です。

2 所得の減少世帯に対する国民健康保険料減免の取り扱い

明石市国民健康保険条例施行規則（以下「規則」）第9条第1項第5号に規定する、国民健康保険料（以下「保険料」）の所得の減少世帯に対する減免の取り扱いについて、税制改正に伴う所得金額の算定方法の見直しによる影響で対象者に不利益が生じることのないよう、以下のとおり対応します。

(1) 背景

本市では、規則第9条第1項第5号において、世帯主及び被保険者に係る当概年の所得金額の見積額が前年の所得金額に比べ、3割以上の減少割合となった場合、保険料（所得割のみ）の減免を適用することを定めています。

しかし、今般の税制改正において、所得金額の算定方法に変更があり、令和2年中と平成31年中では収入状況が同じでも、所得金額が異なる場合が生じることとなりました。

このため、当該改正による影響で不利益が生じないようにするものです。

(2) 対応策

令和2年度の保険料に当該減免を適用する場合に限り、その判定に用いる令和2年中の所得金額については、従前の算定方法により求めた所得金額を用いることとします。

(3) 所得の減少世帯に対する減免の適用状況（平成31年度）

- ・対象世帯数 103世帯
- ・保険料減免額 9,218千円

(4) 施行予定日

令和2年7月1日

生活文化常任委員会資料
2020年（令和2年）6月18日
市民生活局産業振興室産業政策課

## 個人商店等緊急支援金事業の実施結果について

個人商店等緊急支援金事業については、新型コロナウイルスの影響を受け、売り上げの減少や休業等により資金繰りが困難となった個人商店等の事業者に4月21日より家賃の緊急融資を実施したものです。

その後、同事業については、国や県の給付事業が始まったこと、国による家賃支援策が発表されたこと、事業開始当初をピークにその後申請件数が減少したことなどから、一定の役割を終えたものと考え、5月31日をもって申請の受付を終了しました。

この間の同事業の結果について以下のとおり報告します。

### 1 事業の概要

実施主体／一般財団法人 明石市産業振興財団

融資総額／2億円（市から同財団に全額補助）

融資内容／①店舗の賃借料2か月分を融資。

1店舗最大50万円で、1事業者最大100万円を融資。

②家賃月額が50万円以下の店舗が対象。

③無利子、無担保。

④1年間の据え置き後、最大36か月で返済。

### 2 事業の実績

受付期間／4月21日から5月31日

総受付件数／585件

うち窓口受付件数 311件

郵送受付件数 274件

総融資額／1億7956万6000円

生活文化常任委員会資料
2020年（令和2年）6月18日
市民生活局産業振興室 特別定額給付金担当

## 特別定額給付金給付事業の進捗状況について

標記事業につきまして、迅速かつ的確な家計支援に向けて取り組みを進めているところ  
です。現在の進捗状況を報告します。

### 1 事業概要

- (1) 給付対象 4月27日時点で、明石市住民基本台帳に記録されている人
- (2) 受給権者 世帯主
- (3) 対象数 139,621世帯（304,125人）
- (4) 給付額 世帯構成員1人につき10万円（全員分を世帯主に給付）
- (5) 給付方法 口座振込 ※口座をお持ちでないなどの理由がある場合は現金給付も対応

### 2 進捗状況

- (1) 生活困窮者への早期給付
  - ① 対象者 兵庫県社会福祉協議会生活福祉資金（新型コロナウイルス特例貸付）  
をご利用の市内在住の世帯の内、4月30日までに貸付決定を受けた方
  - ② 案内数 308世帯（763人）
  - ③ 給付状況 290世帯（723人） ※5月1日には一部世帯に現金給付（15世帯）
  - ④ その他 早期給付については、6月5日の振込をもって終了
- (2) 全世帯への給付
  - ① オンライン申請
    - ア) 対象者 マイナンバーカードを保有している方
    - イ) 受付開始 5月8日（金）
    - ウ) 申請数 3,684世帯（6月14日現在）
  - ② 郵送申請
    - ア) 案内発送 5月27日（水）
    - イ) 受付開始 5月28日（木）
    - ウ) 申請数 121,550世帯（6月14日現在）
  - ③ 給付状況  
5月28日（木）～6月12日（火） 18,472世帯（41,649人）  
（内訳）オンライン申請分 3,495世帯、郵送申請分14,977世帯  
※申請受付から振込まで3～4週間かかります。
  - ④ その他
    - ア) 現金給付 7月中旬以降（予約制）
    - イ) 申請締切 8月28日（金）

### 3 要配慮者への対応

- ・一人暮らしの高齢者や障害者などを訪問する業務の中で、また、民生児童委員や明石市社会福祉協議会等の関係団体と連携し、支援が必要な方への声掛けや申請のサポートを行っています。さらに、「高齢者・障害者サポート利用券発行事業」の緊急アンケートの回答を基に、申請にお困りの方に電話等で記入支援を行っています。
- ・DV被害者について、市の配偶者暴力相談支援センターにおいて申出を受け付け、避難先に申請書を郵送しています。
- ・無戸籍者について、既に把握している方への案内のほか、本人からの申出により、法務局の証明手続を経て申請書を郵送しており、すべての人に給付金をお届けできるように取り組みます。



**議案第61号及び第62号関連資料**  
**令和2年度6月補正予算(案)の概要について**

生活文化常任委員会資料
2020年(令和2年)6月18日
総務局財務室財務担当

今回の補正は、一般会計で、新型コロナウイルス感染症対応経費として、3割おトク商品券の発行経費や、大学生等への学業資金貸付の上限額の更なる引上げ等のための追加経費、高校進学を望む学生に対する給付型奨学金支給経費、介護・障害福祉サービス等支援経費、こどもの養育費緊急支援経費、あかし支え合い基金への積立金、待機児童対策経費として公立幼稚園内における小規模保育事業所整備経費等の追加を行おうとするものです。

また、介護保険事業特別会計で、新型コロナウイルス感染症対応経費として、介護サービスを継続した事業所に対する感染予防費の助成に係る経費とともに、介護用品支給事業の拡充に伴う家族介護継続支援事業費の追加を行おうとするものです。

**1 一般会計**

(1) 補正額 540,100千円 (補正後 147,521,639千円)

(2) 補正内容 ※補正額の単位は千円。一般財源は全て財政基金を活用。

項 目	補正額 (財源内訳)	所管
<b>① 3割おトク商品券事業費</b> (1冊6,500円を5,000円で販売 11万5,000冊分) ・ 県随伴事業(県2/3・市1/3負担) <u>120,000千円</u> プレミアム分(20%) 1,000円×115,000冊 =115,000千円 商品券作成等事務費 500千円/団体×10団体 = 5,000千円 ・ 市上乗せ分 <u>62,500千円</u> プレミアム分(10%) 500円×115,000冊 = 57,500千円 商品券作成等事務費 500千円/団体×10団体 = 5,000千円	182,500 (県 80,000) (一般 102,500)	産業政策課
<b>② 市立学校児童・生徒端末整備事業費</b> ・ 市立小学校・中学校・特別支援学校の児童・生徒に1人1台端末を整備する (5年総額 857,500千円：小学校17,433台 中学校8,027台 特別支援学校61台) 端末リース料 14,300千円 (1か月分) フィルタリングソフト購入費 7,500千円 <b>【債務負担行為の設定】</b> 端末リース料 限度額 835,700千円(R3~R7 59か月分)	21,800 (全額一般)  <b>【債務負担行為】</b> 期間R3~R7 限度額835,700	学校管理課
<b>③ 緊急生活支援金事業費</b> ・ 学業資金貸付(前期分の学費【上限1,000千円】の納期限が6月末までに到来する学生)の要件拡充 納期限要件の撤廃 7月より納期限要件を撤廃し、前期分学費を広く貸付	50,000 (全額一般)	生活福祉課
<b>④ こども夢応援プロジェクト事業費(給付型奨学金)</b> ・ 高校進学のある意思のある中学3年生で、経済的な理由など家庭環境により、修学困難な場合に、修学に必要な資金の給付を行う ・ 給付対象者数 30名(R3高校入学予定者) ・ 給付対象経費 入学準備支援金 300千円/1名(入学金、制服代、教科書代等) 学習支援委託 5,000千円(高校進学に向けての学習支援) 事務費等 500千円(選考委員会開催経費等)	14,500 (全額一般)	SDGs推進室 ・ 児童福祉課
<b>⑤ 介護・障害福祉サービス等支援事業費</b> I 感染防止対策を行いつつ介護・障害福祉サービス事業を継続する事業者支援(市単) 緊急事態宣言以降、感染防止対策を行いつつ介護サービス等を継続している事業者に対し1事業所あたり10万円を助成する 90,000千円 うち障害福祉サービス分45,000千円を一般会計に計上 ※介護サービス分45,000千円は介護保険事業特別会計に計上(別掲) II 家族が感染し、在宅に取り残される高齢者や障害者への対応に係る助成(市単) 家族が感染した高齢者、障害者に対してショートステイの受入れや、自宅へ訪問し介護を行うなどの生活維持に協力する事業者に対し補助金を交付する 介護サービス分5,000千円、障害福祉サービス分5,000千円 III 国事業による感染拡大防止・サービス継続支援等(国2/3 市1/3) 介護サービス分…事業者等の利用者または職員に、感染者もしくは濃厚接触者が発生した場合、代替サービスの提供等をするための経費について支援を行う 8,000千円 障害福祉サービス分…施設等で使用するマスク等衛生用品の購入経費、感染者が発生した場合等に施設を消毒するための経費等を補助する 情報・コミュニケーション支援を必要とする障害者等に感染拡大防止等につなげる情報提供を行うため、タブレット端末(5台)を整備する 12,000千円 ※I~IIの市単分合計(介護保険事業特別会計を含む)は100,000千円	75,000  介護サービス分 13,000 (国 5,333) (一般 7,667)  障害福祉サービス分 62,000 (国 8,000) (一般 54,000)	障害福祉課 ・ 高齢者総合支援室
<b>⑥ 公立幼稚園感染拡大防止対策事業費</b> ・ 公立幼稚園におけるマスク購入等の感染拡大防止対策にかかる経費(国10/10) 500千円/園(上限)×27園	13,500 (全額国庫)	こども育成室

項 目	補正額 (財源内訳)	所管
⑦ 市民相談事業費(こどもの養育費緊急支援) ・こどもの支援のため、市が養育費を支払わない義務者に働きかけ、応じない場合に市が1か月分(上限50千円)に限り立替払いをした上で、義務者に督促を行う 養育費履行確保支援(扶助費) 50千円×300人=15,000千円 郵便料等 1,800千円	16,800 (雑入 15,000) (一般 1,800)	市民相談室
⑧ 新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金積立金 ・寄附金を原資に、あかし支え合い基金への積立を行う	100,000 (全額寄附金)	財務担当
⑨ 私立保育所・認定こども園等整備(待機児童緊急対策)事業費 ・公立幼稚園内小規模保育事業所の年度途中開設に向けた施設整備費 大久保南幼稚園等	60,000 (全額市債)	待機児童 対策室
⑩ 保育士確保等緊急対策事業費 ・保育士定着支援金の拡充 100千円(採用後3か月)×50名 5,000千円 ・保育士総合サポートセンターホームページ改修経費(国1/2) 1,000千円	6,000 (国 500) (一般 5,500)	

## 2 介護保険事業特別会計

(1) 補正額 49,000千円 (補正後 25,426,182千円)

(2) 補正内容

※補正額の単位は千円

項 目	補正額 (財源内訳)	所管
① 介護サービス等支援事業費(再掲) ・緊急事態宣言以降、感染防止対策を行いつつ介護サービスを継続している事業者に対し、1事業所あたり10万円を助成する 45,000千円	45,000 (全額介護基金)	高齢者総合 支援室
② 家族介護継続支援事業費 ・介護用品(おむつ等)支給範囲の拡充(要介護4または5 ⇒ 要介護3以上) ・介護用品の定期配達時に、対象世帯への声掛けや情報提供等の見守り支援の実施 4,000千円	4,000 (全額介護基金)	